

## コミュニティ活動に係る備品の貸出しに関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、高砂市連合自治会が所有する備品（以下「備品」という。）を各単位自治会及び各地区連合自治会等に対し無料で貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 貸出備品は、次に掲げる目的に限り貸出しを行うものとする。

（1）自治会活動全般に係る事業の実施のため

（2）地域住民の福祉の増進を目的とする事業の実施のため

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する目的での使用は認めない。

（1）政治活動を目的とするもの

（2）宗教活動を目的とするもの

（3）営利活動を目的とするもの

（4）私的や娯楽を目的とするもの

### (貸出備品の種類)

第3条 貸出備品は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

### (貸出対象団体)

第4条 別表第1に定める備品の貸出対象団体は、次の各号に掲げる団体とする。

（1）自治会、町内会で、高砂市連合自治会に加入しているもの又はこれが連合したもの

（2）その他地域住民で組織する団体

2 別表第2に定める備品の貸出対象団体は、各地区連合自治会とする。

### (貸出しの申請)

第5条 備品の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高砂市連合自治会備品貸出許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を高砂市連合自治会長に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

### (貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、申請書に記載の貸出日時から起算して15日以内とする。ただし、別表2で定める備品については貸出期間を1年とする。

### (貸出しの許可)

第7条 申請書の提出があった場合、高砂市連合自治会長がこれを審査し、適當と認めたと

ときは、申請者に高砂市連合自治会備品貸出許可書（様式第2号）を交付する。

（貸出備品の維持管理）

第8条 前条の規定により備品の貸出しの許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸出備品に破損等が生じないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとし、破損等が生じたときは、直ちにその状況を高砂市連合自治会長に報告しなければならない。

2 貸出備品は、使用目的以外に使用してはならない。

3 使用者の責めに帰すべき理由により貸出備品に破損等が生じたときは、使用者は損害を賠償しなければならない。また、修繕・補修等の費用はすべて使用者の負担とする。

4 貸出備品の使用中に発生した事故に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

（貸出しの許可の取消し）

第9条 高砂市連合自治会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出しの許可を取り消し、貸出備品を返却させることができる。

（1）不正な手段により備品の貸出許可を受けたとき

（2）高砂市連合自治会長が適当でないと認めるとき

（貸出備品の返却）

第10条 使用者は、貸出備品を返却日に必ず返却しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、返却日を変更しようとするときは高砂市連合自治会長の許可を受けなければならない。

附 則

この規程は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月3日から施行する。

別表第1（第2条関係）

備品名	規格	貸出可能数	備考
AI カメラ付 非接触体温計	幅 35cm×高さ 150cm	2	アルコール ディスペンサー 付属
サーチュレーター	幅 25cm×高さ 35cm	2	リモコン付属
空気清浄機	幅 35cm×高さ 65cm	2	—
アクリルパーテーション	幅 60cm×高さ 65cm	10	—
プロジェクター（ケース付属）	幅 30cm×高さ 10cm	1	リモコン付属
スクリーン	幅 125cm×高さ 190cm	1	—
スピーカー	幅 30cm×高さ 30cm	1	—
図書（お悩み解決編）	四六判（256 ページ）	1	—
図書（アフターコロナ編）	四六判（256 ページ）	1	—
図書（IT 活用編）	四六判（232 ページ）	1	—

別表第2（第2条関係）

備品名	規格	貸出可能数	備考
タブレット端末（ケース・充電器付属）	10.1インチ	8	各地区連合 自治会へ貸出